

## ◎中小企業振興センターで行う、区の融資あっせん・認定手続き

(融資のご利用には、別途、金融機関、東京信用保証協会の審査があります。)

	支援策	内 容						
区	<p>●<b>新型コロナウイルス感染症対策特別資金</b></p> <p>【申込受付:5月29日迄】</p>	<p>(対 象) 原則、直近1か月の売上高等が前年同月比▲5%以上減少                      (融資限度) 500万円以内                      (貸付金利) 1.9%以内(利子補助1.5%以内、本人負担0.4%)固定金利                      (貸付期間) 運転資金 5年以内(うち据置期間は6か月以内)                      (信用保証料) 全額補助(原則、東京信用保証協会の信用保証を要する)</p>						
国	<p>●<b>セーフティネット保証4号・5号</b></p> <p>(※経営の安定に支障が生じている中小企業者を一般保証とは別枠(最大2.8億円)の保証の対象とする資金繰り支援制度)</p>	<p>【利用方法】①区に認定申請し、認定を受ける。                      ②認定書を持参し、希望金融機関、東京信用保証協会に申し込む。(審査あり)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>認 定</th> <th>対 象</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4号 (全国対象)</td> <td>原則として、直近1か月間の売上高等が前年同月に比して▲20%以上減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期に比して▲20%以上減少することが見込まれること。</td> </tr> <tr> <td>5号 (指定業種)</td> <td>直近3か月の売上高等が前年同期の売上高に比べ、▲5%以上減少していること。</td> </tr> </tbody> </table>	認 定	対 象	4号 (全国対象)	原則として、直近1か月間の売上高等が前年同月に比して▲20%以上減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期に比して▲20%以上減少することが見込まれること。	5号 (指定業種)	直近3か月の売上高等が前年同期の売上高に比べ、▲5%以上減少していること。
認 定	対 象							
4号 (全国対象)	原則として、直近1か月間の売上高等が前年同月に比して▲20%以上減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期に比して▲20%以上減少することが見込まれること。							
5号 (指定業種)	直近3か月の売上高等が前年同期の売上高に比べ、▲5%以上減少していること。							
	<p>●<b>危機関連保証</b></p> <p>(※中小企業・小規模事業者の資金繰りが逼迫していることを踏まえ、全業種を対象にした一般保証及びセーフティネット保証とは別枠(最大2.8億円)の支援制度)</p>	<p>【利用方法】①区に認定申請し、認定を受ける。                      ②認定書を持参し、希望金融機関、東京信用保証協会に申し込む。(審査あり)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>認 定</th> <th>対 象</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>危機関連保証</td> <td>原則として、直近1か月間の売上高等が前年同月比▲15%以上減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期比▲15%以上減少、または減少することが見込まれること。</td> </tr> </tbody> </table>	認 定	対 象	危機関連保証	原則として、直近1か月間の売上高等が前年同月比▲15%以上減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期比▲15%以上減少、または減少することが見込まれること。		
認 定	対 象							
危機関連保証	原則として、直近1か月間の売上高等が前年同月比▲15%以上減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期比▲15%以上減少、または減少することが見込まれること。							